

第5回 小浜市水道料金等制度審議会（下水道使用料制度）

日時 令和8年7月24日（金）19時30分から

場所 小浜市役所 4階 大会議室

次 第

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 確認事項

- ・第4回会議録の確認

4. 議 事

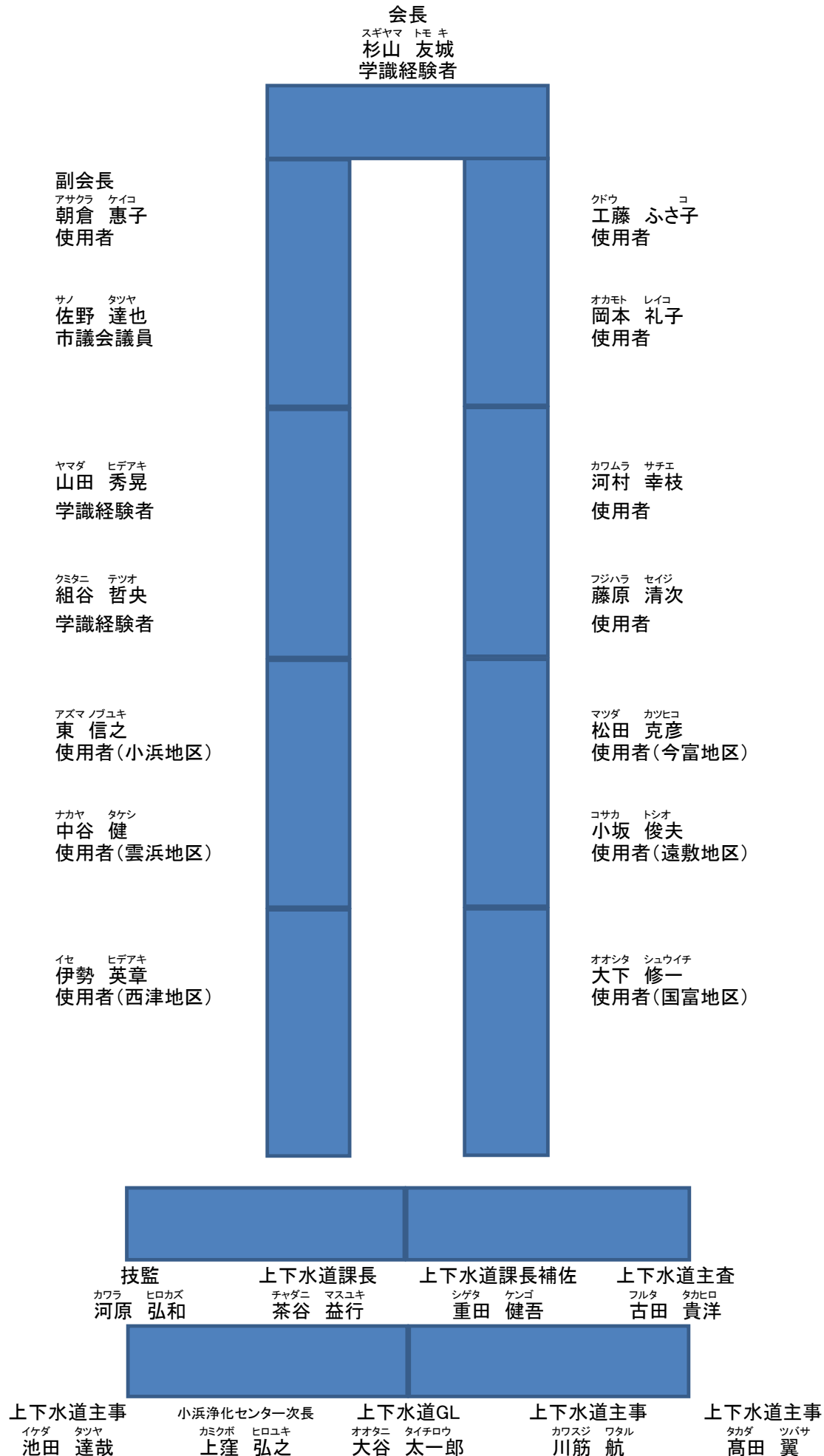
- ・水道料金等制度審議会（下水道使用料制度） 答申（案）について

5. その他

6. 閉 会

第5回 小浜市水道料金等制度審議会(下水道使用料制度)
席表

令和8年7月24日(金)19:30～
小浜市役所4F／大会議室



小浜市水道料金等制度審議会（下水道使用料制度）委員名簿

令和8年7月24日

NO	代 表	地 区 等	氏 名	備 考
1	市議会議員	小浜市議会産業教育 常任委員会委員長	サノ タツヤ 佐野 達也	
2	学識経験者	福井県立大学 地域政策学部 地域イノベーション学科教授	スギヤマ トモキ 杉山 友城	会長
3	〃	小浜商工会議所 副会頭	ヤマダ ヒデアキ 山田 秀晃	
4	〃	北陸税理士会 小浜支部	クミタニ テツオ 組谷 哲央	
5	下水道使用者・ 公共団体の代表者	小浜	アズマ ノブユキ 東 信之	
6	〃	雲浜	ナカヤ タケン 中谷 健	
7	〃	西津	イセ ヒデアキ 伊勢 英章	
8	〃	国富	オオシタ シュウイチ 大下 修一	
9	〃	遠敷	コサカ トシオ 小坂 俊夫	
10	〃	今富	マツダ カツヒコ 松田 克彦	
11	〃	有限会社せくみ屋	フジハラ セイジ 藤原 清次	
12	〃	株式会社ママーストアー	カワムラ サチエ 河村 幸枝	
13	〃	杉田玄白記念公立小浜病院	オカモト レイコ 岡本 礼子	
14	〃	小浜男女共同参画ネット ワーク	アサクラ ケイコ 朝倉 恵子	副会長
15	〃	〃	クドウ コ 工藤 ふさ子	

事務局（上下水道課）

技監	カワラ ヒロカズ 河原 弘和	上下水道課長	チャダニ マスユキ 茶谷 益行
下水建設管理グループ	オオタニ タイチロウ 大谷 太一郎	浄化センター次長	カミクボ ヒロユキ 上窪 弘之
上下水道経営グループ	シゲタ ケンゴ 重田 健吾	フルタ タカヒロ 古田 貴洋	タカダ ツバサ 高田 翼
	イケダ タツヤ 池田 達哉	カワスジ ワタル 川筋 航	

第 5 回

小浜市水道料金等制度審議会 (下水道使用料制度)

日時 令和 8 年 7 月 2 4 日 (金) 午後 7 時 3 0 分～
場所 小浜市役所 4階 大会議室

答 申 書

令 和 8 年 月 日

小浜市水道料金等制度審議会

目 次

はじめに

答申内容

1. 小浜市下水道事業経営戦略
2. 公共下水道事業収支計画
3. 具体的答申内容
 - (1) 現行の公共下水道使用料の据え置き
 - (2) 今後の課題と取り組み
 - ①経営環境の変化への対応
 - ②施設の維持管理・情報管理の強化
 - ③水洗化率の向上
 - ④徴収率の向上
 - (3) 下水道使用料制度の見直し

〈参考資料〉

- ・小浜市水道料金等制度審議会（下水道使用料制度） 委員名簿
- ・小浜市水道料金等制度審議会（下水道使用料制度） 審議記録
- ・小浜市公共下水道使用料表
- ・小浜市水道料金等制度審議会設置条例

はじめに

公共下水道は、市民生活に欠くことのできない重要なライフラインであり、公営企業としてその経営は独立採算制を原則とし、効率的な経営のもと、適正な使用料体系で健全な経営に努める必要があります。

小浜市の下水道事業は昭和 58 年度に事業着手以来、処理区域の拡張と施設の拡充を行ってきました。そして公営企業としてより良いサービスの提供と、将来にわたって健全で安定した経営を続けるとともに、今後、老朽化を迎える施設の更新や耐震化、施設の統合等を計画的に進めていく使命を負っています。

前回の審議会は令和 3 年度に開催され、答申では現行の公共下水道使用料の据え置きとともに、毎年収支計画の検証を行うことなどが提言されました。

前回の審議から約 4 年が経過し、令和 7 年 1 月には経営戦略が改定されるなど、経営を取り巻く環境も変化しています。こうした状況を踏まえ、令和 7 年 1 月 25 日、本審議会に杉本市長より「小浜市下水道使用料のあり方」について諮問がなされました。

今回の審議会では、経営戦略に基づく今後 10 年間の事業計画・経営状況、下水道使用料制度について検証し、慎重に議論を重ねた結果、意見が集約されましたのでここに答申をいたします。

答申内容

1. 小浜市下水道事業経営戦略

小浜市の公共下水道事業は、昭和58年度に事業着手し、平成3年に供用開始後、北部地区、東部地区と整備を進め、平成20年代後半には計画区域の整備を概ね完了しています。事業の主体は「整備から維持管理」へと移行しており、今後はストックマネジメント計画に基づく施設の更新・耐震化が課題となっています。

しかしながら、下水道事業等の公営企業を取り巻く経営環境は、今後の急速な人口減少等による使用料収入の減少をはじめ、施設の老朽化に伴う更新需要の増大等、厳しい経営環境に直面しています。

このため、令和7年1月に、令和7年度から令和16年度までの10年間を計画期間とする「小浜市下水道事業経営戦略」が改定されました。本経営戦略は、平成28年度策定計画の評価・検証と近年の社会経済情勢の変化を踏まえ、新たな目標設定と投資・財政計画を見直したものであり、将来にわたって安定的に事業を継続していくことを目的としています。

2. 公共下水道事業収支計画

小浜市の公共下水道事業の収支計画について、令和7年1月に改定された経営戦略の収支計画により検討しました。

収益的収支の収益については、その自主財源の根幹となる現行の公共下水道使用料が平成28年10月に改定されましたが、人口減少等により、今後も使用料収入は減少傾向にあると見込まれます。

また、営業費用の今後の見通しは、人件費や動力費等の維持管理に係る費用が継続的に必要となり、物価上昇等の影響により増加することが見込まれます。

資本的収支については、ストックマネジメント計画に基づく施設の更新・耐震化等の建設改良工事を引き続き実施していく必要があります。

これに加え、過去に借り入れた企業債の償還金が支出の大きな割合を占めていることから、支出削減の余地が小さい構造となっています。

公共下水道事業の経営状況を検証すると、改定後の経営戦略において、一般会計との取り決めに基づく繰入金や補助金、企業債(建設債、資本費平準化債)等の財源を活用することを前提に、今後10年間は経常収支が黒字となり、経費回収率(維持管理費)が100%以上、資金残高が1億円以上を確保できる見込みであることを確認しました。また、起債残高は減少傾向にあり、支出に対して必要な収入は確保できる見込みです。

一方で、人口減少等に伴う使用料収入の減少や、物価上昇等による維持管理費等の増加が懸念されており、今後の経営環境は一層厳しさを増していくものと考えられます。

このようなことから、現状では現行の公共下水道使用料で、一定の安定経営を維持できる見通しですが、引き続き経営状況を注視していく必要があると考えられます。

3. 具体的答申内容

(1) 現行の公共下水道使用料の据え置き

小浜市の公共下水道事業は、改定後の経営戦略に基づく収支計画において、現行の収支構造に大幅な変更・変化がないことを前提に、今後10年間の経常収支が黒字となり、資金残高1億円以上を確保できる見込みであること、また、国の地方財政措置の基準とされる使用料水準を上回っていること、さらに市民生活への影響を最大限に考慮する必要があることから、今回は「現行の公共下水道使用料の据え置き」を提言します。

(2) 今後の課題と取り組み

今後、人口減少や物価上昇等による経営環境の悪化が懸念されることから、今後も継続的に収支計画の検証を行い、経営状況の変化に応じて

適切に対応することが求められます。また、公共下水道施設の更新・耐震化を着実に進めていくためには、更なる経営の効率化による健全化に努めていただきたいと考えます。

①経営環境の変化への対応

小浜市の公共下水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少等に伴う使用料収入の減少が予測される一方、物価上昇等により維持管理経費等は増加傾向にあります。

このような厳しい経営環境の中にあっても、将来にわたり安定して事業を継続していくためには、中長期的な視点に立った経営基盤の強化が不可欠です。

今後も、経営戦略に基づく適切な進捗管理と収支見通しの検証を継続していくとともに、財源の確保に努める必要があります。

②施設の維持管理・情報管理の強化

小浜市の公共下水道施設は、供用開始から35年が経過し、今後、管路施設や処理場設備の老朽化がさらに進行していくことが見込まれます。

施設の機能停止は市民生活に多大な影響を及ぼすため、施設の長寿命化と更新費用の平準化を図るストックマネジメントの推進が重要です。

また、管路や処理場の点検・調査結果を適切に記録・蓄積し、将来にわたって客観的な情報に基づく意思決定ができる体制を整えることが重要です。今後も、蓄積された情報を活用し、より効果的な維持管理計画の立案に努める必要があります。

③水洗化率の向上

使用料収入の向上に寄与する水洗化率の向上については、平成20年代前半に下水道整備が概ね完了し、令和5年度時点の水洗化率は93.3%で、類似団体平均と比べて高くなっていますが、今後も水洗化率向上のための取り組みの継続が必要です。

未接続世帯への対応にあたっては、高齢化や接続工事費等の事情も考

慮し、これまでのチラシ送付といった周知活動にとどまらず、創意工夫を重ねるとともに、引き続き水洗化促進 PR 等の強化に努めていただきたいと思います。

④徴収率の向上

下水道使用者の公平な負担を求めることに加え、使用料収入の向上のため徴収率向上は重要です。引き続き、民間活力を生かし、創意工夫による、なお一層の向上を目指すとともに、関係部局との連携強化を図り、滞納者対策を講じる必要があります。

(3) 下水道使用料制度の見直し

下水道が市民生活に身近で欠かすことのできないライフラインであることを念頭に置き、将来にわたって公共下水道事業の経営健全化を図るため、今後も収支実績を基に毎年収支計画の検証を行い、経済状況等に応じ随時検討できる体制を維持するとともに、原則、5年ごとに下水道使用料制度を見直す機会が必要と考えます。そこで、次回は令和12年度を目途に審議会を開催し、健全かつ安定した経営に努めていただきたいと思います。

また、人口減少や物価上昇等の影響により経営状況等が大きく変化した場合には、上記の時期を待たず、速やかに審議会を開催し、使用料のあり方について検討することが必要と考えます。

小浜市水道料金等制度審議会（下水道使用料制度）委員名簿

開催期間：令和7年度～令和8年度

NO	代 表	地 区 等	氏 名	備 考
1	市議会議員	小浜市議会産業教育 常任委員会委員長	サノ 達也 佐野	
2	学識経験者	福井県立大学 地域政策学部 地域イノベーション学科教授	スギヤマ トモキ 杉山 友城	会 長
3	〃	小浜商工会議所 副会頭	ヤマダ ヒデアキ 山田 秀晃	
4	〃	北陸税理士会 小浜支部	クミタニ テツオ 組谷 哲央	
5	下水道使用者・ 公共団体の代表者	小浜	アズマ ノブユキ 東 信之	
6	〃	雲浜	ナカヤ タケシ 中谷 健	
7	〃	西津	イセ ヒデアキ 伊勢 英章	
8	〃	国富	オオシタ シュウイチ 大下 修一	
9	〃	遠敷	コサカ トシオ 小坂 俊夫	
10	〃	今富	マツダ カツヒコ 松田 克彦	
11	〃	有限会社せくみ屋	フジハラ セイジ 藤原 清次	
12	〃	株式会社ママーストアー	カワムラ サチエ 河村 幸枝	
13	〃	杉田玄白記念公立小浜病院	オカモト レイコ 岡本 礼子	
14	〃	小浜男女共同参画ネット ワーク	アサクラ ケイコ 朝倉 恵子	副会長
15	〃	〃	クドウ コ 工藤 ふさ子	

事務局（上下水道課）

技監	カワラ ヒロカズ 河原 弘和	上下水道課長	チャダニ マスユキ 茶谷 益行
下水建設管理グループ	オオタニ タイチロウ 大谷 太一郎	浄化センター次長	カミクボ ヒロユキ 上窪 弘之
上下水道経営グループ	シゲタ ケンゴ 重田 健吾	フルタ タカヒロ 古田 貴洋	タカダ ツバサ 高田 翼
	イケダ タツヤ 池田 達哉	カワスジ ワタル 川筋 航	

小浜市水道料金等制度審議会(下水道使用料制度) 開催記録

開催期間: 令和7年度～令和8年度

回数	月 日	会場 / 議題	開始～終了	出席者数	欠席者数
1	令和7年 11月25日(火)	市役所3階 防災対策室 ・ 委嘱状交付 ・ 会長等の選出、諮問 ・ 下水道事業の概要について ・ 下水道の普及状況について	19:30～21:30	15	0
現地 視察	令和8年 1月28日(水)	施設見学 ・ 浄化センター	19:00～19:30	13	2
2	1月28日(水)	浄化センター2階 会議室 ・ 公共下水道使用料の仕組みや現状について ・ 下水道事業会計の仕組みや現状について	19:30～21:30	13	2
3	3月17日(火)	市役所4階 大会議室 ・ 下水道事業会計の経営状況と今後の見通しについて	19:30～21:00	13	2
4	5月21日(木)	市役所4階 大会議室 ・ 公共下水道使用料のあり方について	19:30～20:30	13	2
5	7月24日(金)	市役所4階 大会議室 ・ 答申書(案)について	19:30～ —	—	—

小浜市公共下水道使用料表

<使用水量の決め方>

1. 上水道のみを使用している場合は、上水道の使用水量とします。
2. 井戸水等のみ使用している場合は、計測器を取り付けて計測した使用水量とします。
3. 上水道と井戸水等を併用している場合は、合算した使用水量とします。

☆使用料金表（１ヶ月につき）

種別	区分	排除汚水量	金額
一般汚水	基本料金	8立方メートルまでの分	1,350円
	超過料金 (1立方メートルにつき)	8立方メートルを超え10立方メートルまでの分	160円
		10立方メートルを超え30立方メートルまでの分	185円
		30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	200円
		50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	210円
		100立方メートルを超える分	225円
公衆浴場 汚水	基本料金	8立方メートルまでの分	1,350円
	超過料金 (1立方メートルにつき)	8立方メートルを超え10立方メートルまでの分	160円
		10立方メートルを超える分	80円

※使用料金表により算出した額に消費税が加算されます

☆使用料金早見表（一般汚水の場合）

(m³・円)

使用水量	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
0	1,485	1,485	1,485	1,485	1,485	1,485	1,485	1,485	1,485	1,661
10	1,837	2,040	2,244	2,447	2,651	2,854	3,058	3,261	3,465	3,668
20	3,872	4,075	4,279	4,482	4,686	4,889	5,093	5,296	5,500	5,703
30	5,907	6,127	6,347	6,567	6,787	7,007	7,227	7,447	7,667	7,887
40	8,107	8,327	8,547	8,767	8,987	9,207	9,427	9,647	9,867	10,087
50	10,307	10,538	10,769	11,000	11,231	11,462	11,693	11,924	12,155	12,386
60	12,617	12,848	13,079	13,310	13,541	13,772	14,003	14,234	14,465	14,696
70	14,927	15,158	15,389	15,620	15,851	16,082	16,313	16,544	16,775	17,006
80	17,237	17,468	17,699	17,930	18,161	18,392	18,623	18,854	19,085	19,316
90	19,547	19,778	20,009	20,240	20,471	20,702	20,933	21,164	21,395	21,626
100	21,857	22,104	22,352	22,599	22,847	23,094	23,342	23,589	23,837	24,084

※使用料金早見表は消費税が加算されています。（円未満切捨て）

<計算例>使用水量が35立方メートルの場合

$$1,350円 + (10-8) \times 160円 + (30-10) \times 185円 + (35-30) \times 200円 = 6,370円$$

$$6,370円 \times 1.1 (\text{消費税}) = 7,007円$$

○小浜市水道料金等制度審議会設置条例

平成元年 9 月 30 日

条例第 35 号

(設置)

第 1 条 上下水道事業(小浜市上下水道事業の設置等に関する条例(昭和 41 年小浜市条例第 34 号)第 1 条の 3 に規定する上下水道事業をいう。)の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)の諮問に応じ、水道料金制度および下水道使用料制度に関する事項を調査し、および審議するため、小浜市水道料金等制度審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(委員)

第 2 条 審議会は、委員 15 人以内をもつて組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 公共団体の代表者および水道使用者または下水道使用者
- (4) その他管理者が必要と認めた者

3 委員は、当該諮問に係る事項の審議が終了したときは、委嘱を解かれるものとする。

(会長)

第 3 条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第 5 条 審議会に幹事を若干名置き、市職員のうちから管理者が任命する。

2 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、経済産業部上下水道課において処理する。

(雑則)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 2 年 3 月 28 日条例第 12 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 5 年 3 月 25 日条例第 2 号)

この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 25 日条例第 4 号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 30 日条例第 3 号)

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 12 月 20 日条例第 34 号)抄
(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)

第 13 条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの条例附則第 5 から第 8 条までおよび第 10 条の規定による改正前の小浜市溝渠占用料徴収条例、小浜市下水道条例、小浜市下水道事業受益者負担金および分担金に関する条例、小浜市水道料金等制度審議会設置条例および小浜市公共下水道の構造の基準等に関する条例によってなされた処分、手続その他の行為は、この条例附則第 5 条から第 8 条までおよび第 10 条の規定による改正後の小浜市溝渠占用料徴収条例、小浜市下水道条例、小浜市下水道事業受益者負担金および分担金に関する条例、小浜市水道料金等制度審議会設置条例および小浜市公共下水道の構造の基準等に関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(令和 5 年 12 月 20 日条例第 37 号)抄
(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 7 年 3 月 24 日条例第 12 号)

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。